

## 過誤請求事務について

請求に誤りがあった場合、本市へ過誤申立書を提出することにより、請求を取り下げることができます。なお、提出期限は**毎月25日、25日が閉庁日の場合は翌開庁日**(25日が土曜日の場合、27日月曜日が提出期限)**必着**となっております。

- 提出先 千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課  
 ※千葉県利用者の方のみ  
 ※介護保険に係る介護給付費過誤申立依頼書につきましては、  
 各区保健福祉センター 介護保険室までご提出ください。
- 提出方法 下記の方法により、ご提出ください。**25日必着**になりますので、郵送の場合はご注意ください。  
**提出の行き違いを防ぐためにもメールでのご提出にご協力をお願いします。**  
 メール: [shogai.todokede@city.chiba.lg.jp](mailto:shogai.todokede@city.chiba.lg.jp)  
 FAX: 043-245-5630  
 郵送: 住所 〒260-8722  
 千葉県中央区千葉港1番1号 千葉県役所 9階  
 宛先 千葉県保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課  
 件名 「過誤申立書在中」
- 再請求 相殺処理不可の防止のため、過誤申立書を提出した場合は、翌月10日までに(同月過誤)再請求をしてください。

(スケジュール例)

	サービス提供事業所	千葉市	国保連
3月	○過誤申立書提出(25日必着)	○過誤申立書受理・申立情報データ入力	
4月		○国保連へ過誤申立情報を送付	○過誤申立書情報受理・取下処理
	○前月過誤申立分の再請求(10日まで)		○再請求分の受理
5月	○入金 (通常請求分から差額が処理され支払)		○支払(取下分と再請求分の差額の支払)

4 提出件数 提出件数が50件を超える等、提出件数が多くなる場合には事前にご相談ください。

5 受理通知

千葉市からは過誤申立書の受理通知は出しておりません。各事業所において忘れずに再請求して下さい。

(請求処理後に国保連合会より、「障害福祉サービス費等過誤決定通知書」が通知されます)

6 相殺不可の場合

相殺不可の場合は、国保連から事業所に連絡があります。国保連から連絡がありましたら、必ずその旨を当課にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、この場合、再度過誤申立書の提出が必要になりますが、ご連絡を頂かないと、再度の過誤申立ができなくなる恐れもありますので、ご協力をお願いします。

7 様式

**千葉市様式「障害介護給付費等過誤申立書」にてご提出をお願いします。**

過去の様式や他自治体の様式でのご提出が見受けられますので、ご注意ください。  
なお、様式(エクセルファイル)はホームページに掲載しております。

掲載箇所「報酬請求・契約内容報告・事故報告の各種様式」 番号 3-3

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/houshyuu\\_kakusyuyoushiki.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/houshyuu_kakusyuyoushiki.html)

様式名称:「障害介護給付費等過誤申立書」

【過誤処理の流れ】

- ① 毎月25日までに提出された分は、国保連において翌月請求分と**相殺処理**されます。
- ② 毎月26日以降に提出された分については、翌々月請求分と**相殺処理**されます。

(例 ①)

3/25 までに提出	過誤申立書	▲ 30万円
4/10	4月受付分の請求	100万円
5/15	4月受付分の支払	70万円

→5月の国保連からの支払額が減少することになります。

5月初めごろ国保連より送付される「過誤決定通知書」に記載されます。

(例 ②)

3/26 以降に提出	過誤申立書	▲20 万円
5/10	5 月受付分の請求	100 万円
6/15	5 月受付分の支払	80 万円

→6月の国保連からの支払額が減少することになります。

6月初めごろ国保連より送付される「過誤決定通知書」に記載されます。

注1

ご注意ください！

過誤申立による返還額が各月の支払額を超える場合、相殺処理ができません。

2/26~3/25	過誤申立書	▲150 万円
4/10	4 月受付分の請求	100 万円
5/15	4 月受付分の支払	100 万円

▲150万円相殺不可  
→実際支払100万円

→分割して過誤申立を行うことで相殺できる可能性が高まります。

~3/25	過誤申立書	▲50 万円(分割①)
4/10	4 月受付分の請求	100 万円
~4/25	過誤申立書	▲50 万円(分割②)
5/10	5 月受付分の請求	100 万円
5/15	4 月受付分の支払	50 万円
6/15	5 月受付分の支払	50 万円

▲50万円(分割①)  
→実際支払50万円

▲50万円(分割②)  
→実際支払50万円

これ以降に  
▲50万円(分割③)など

注2

ご注意ください！

過誤分の再請求を行わなかった場合、相殺後の金額が極端に少なくなる場合があります。

2/26~3/25	過誤申立書	▲100万円
4/10	4月受付分の請求	101万円
5/15	4月受付分の支払	1万円

通常請求分のみ請求。  
再請求を忘れたため、  
▲100万円相殺された。  
→実際支払 1万円

→相殺後の額の確認をお願いします。場合により、分割して過誤申立することをご検討ください。